

終活アドバイザー地域サークルの設立趣旨と運営ルール

1. サークルは会員同志の交流や情報交換を通して、知識の向上を図り、よって終活アドバイザーの健全な発展を目的とする。
2. サークルは終活アドバイザー協会による資格取得者による任意の団体とする。
3. サークルの名称には地域名などを付して「終アド〇〇」とする。（同じ名称のサークルがすでにあるときには、調整するものとする）
4. サークルの創設には、各地域の終活アドバイザー 2 名以上の初期メンバーにより、所定の様式によって当協会へ申請する。
5. サークルは終活アドバイザー協会のもとで、各サークルの責任によって運営されるものとする。
6. サークルの会費は月会費、年会費のいずれも可で、また、会費徴収をしないことも含めて、各サークルの自由とする。なお、会費を徴収する場合は、サークル会員に対し年 1 回の会計報告を行うものとする。
7. サークルの活動においては、違法行為やモラルに反する活動を禁止する。
8. サークルの活動においては、終活アドバイザー協会の規約、倫理規定を順守する。
9. サークルの活動においては、個人情報の取扱いには細心の注意を払うものとする。
10. サークル内及びサークルの対外活動で生じた問題は、サークルが独自に円満に解決するものとする。
11. サークルの名称、活動地域、代表者名、連絡先（氏名およびメールアドレス）は終活アドバイザー協会ホームページ（会員ページ）等に掲載するものとする。

2020（令和 2）年 1 月 16 日

NPO 法人 ら・し・さ

終活アドバイザー協会

理事長 若色信悟